

起業・創業を より優位にするために

特定創業支援等事業とは？

創業に必要なスキルである「経営」「財務」「労務」「販路開拓」の4つの知識を身に付けるプログラムです。既定のプログラム※を受講し、豊島区が証明書を発行・交付することで、創業に関する様々な優遇措置をお受けいただくことができます。

※プログラムは裏面をご参照ください。



●ご利用対象者●

- ①創業を行おうとする方 事業を営んでいない「個人」 | ②創業後5年未満 事業開始後5年を経過していない「個人」または「法人」

●主な優遇措置(証明書1枚で併用可)●

01 法人設立時の登録免許税が半額になります

法人設立(または法人化)の際に納める「登録免許税」が半額になります。
※対象は、株式・合同・合名会社です。

02 創業関連保証の申込要件が緩和されます

創業関連保証枠を利用した融資について、前倒して申し込みが可能となります。
(通常:2か月前から → 特例:6か月前から)

03 東京都の創業融資の金利が優遇されます

東京都の創業融資について、特例措置として金利が0.4%優遇されます。

04 新創業融資(日本政策金融公庫)の融資要件が緩和されます

日本政策金融公庫の「新創業融資」を利用する場合の、自己資金要件が免除になります。

05 国や東京都の創業に関する補助金・助成事業に申請することができます


国が取り扱う「創業・事業承継補助金」や、東京都及び東京都中小企業振興公社が取り扱う「創業助成金」は、国・東京都が指定する創業支援(豊島区の特定創業支援等事業)を受けた方が対象となります。
※詳細は各実施主体にお問い合わせください。

06 新規開業支援資金(日本政策金融公庫)の貸付利率が引き下げられます

日本政策金融公庫の「新規開業支援資金」について、貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することができます。(別途審査を受ける必要があります)

●特定創業支援プログラム(メニュー)●

証明書は以下のいずれかのプログラムを受講し、受講完了後に起業計画書をご提出いただくことで交付されます。

<p>①個別相談</p> <p>ビジサポ専門相談員による個別相談を1か月以上かけ受講し、創業に必要なスキルを身に付けた方(予約制)</p>	<p>②「女性のための起業塾」の受講</p> <p>区が実施する「女性のための起業塾」に7割以上の出席かつ区が指定する“必須回”に全て出席した方</p> <p>※女性限定 ※全講義終了後、受講報告書をご提出ください(所定様式有)</p>	<p>③「創業スクール」の受講</p> <p>東京信用保証協会が実施する「創業スクール」に7割以上の出席かつ区が指定する“必須回”に全て出席した方</p> <p>※全講義終了後、受講証明書をご提出ください(所定様式有)</p> <p>■詳細は、QRコードよりご確認ください。⇒</p> 
--	---	---

●証明書発行までの流れ●

①ご予約 ビジサポにお問い合わせいただき、「証明書発行を希望」の旨をお伝えください。
※希望するプログラムが決まっている方は、その旨も併せてお伝えください。

②プログラムの受講 以下のいずれかのプログラムを受講

①個別相談	②「女性のための起業塾」の受講	③「創業スクール」の受講
-------	-----------------	--------------

※上記の内容を確認してください

③証明書の申請	<input type="checkbox"/> 申請書(原本) 2部		様式はビジサポ窓口でお渡しします。
	<input type="checkbox"/> 起業計画書(原本)		
	<input type="checkbox"/> 個人住民税の納税証明書		直近の納期分の証明書をいただきます。 (当該証明書を発行する自治体が豊島区の場合は不要です)
	<input type="checkbox"/> 右のいずれか(写し)	豊島区で創業する予定の証明	定款、賃貸借契約書 等
		豊島区で創業5年未満の証明	個人事業の開廃業等届出書、履歴事項全部証明書等
	<input type="checkbox"/> 事業を営んでいない個人である証明(写し)		〈例〉経営者であった場合は「辞任登記後の履歴事項全部証明書」や「廃業届」/現在従業員または従業員であった場合は「源泉徴収票」や「離職証明書」
<input type="checkbox"/> 受講報告書(原本)		様式は初回の講義時にお配りします。 (女性のための起業塾、創業スクールのみ)	

④優遇措置の利用 証明書申請の翌営業日9時30分以降に、窓口にてお受け取りいただけます。
※受け取り時は身分証明書のご提示をお願いします。
様式は初回の講義時にお配りします。
(女性のための起業塾、創業スクールのみ)

●注意事項●

- ◆証明書発行は最短でも1か月必要です。優遇措置利用の1か月前までにご相談ください。
- ◆豊島区外で起業された場合、本区発行の証明書では優遇措置「登録免許税の半額」をご利用いただくことはできません。
- ◆本事業は年に1回、国へ実績報告する必要があるため、利用者の皆さまに事後アンケートを実施しております。ご連絡があった際はご協力の程お願いいたします。

